

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月23日

【会社名】 株式会社ガーラ

【英訳名】 GALA INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループCEO 菊川 暁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部門担当部長 藤田 公司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03(5778)0321(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部門担当部長 藤田 公司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 300,099,800円

(新株予約権証券)
その他の者に対する割当 13,768,420円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,213,868,420円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	299,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成27年4月23日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	299,800株	300,099,800	150,049,900
一般募集			
計(総発行株式)	299,800株	300,099,800	150,049,900

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は150,049,900円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,001	500.5	100株	平成27年5月11日(月)		平成27年5月11日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ガーラ グループマネジメント部	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	10,910個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	13,768,420円
発行価格	新株予約権1個につき1,262円(新株予約権の目的である株式1株当たり12.62円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年5月11日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
払込期日	平成27年5月11日(月)
割当日	平成27年5月11日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- (注) 1. 株式会社ガーラ第3回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年4月23日(木)開催の取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないことといたします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,091,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,100円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(2)号ないしの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号ないしにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p>

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,213,868,420円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年5月11日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年5月10日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ガーラ グループマネジメント部 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金1,262円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

a. 本新株式

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
300,099,800	1,600,000	298,499,800

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬1,100,000円、株式事務代行手数料200,000円、株式上場手数料300,000円、を予定しております。

b. 本新株予約権

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,213,868,420	2,630,000	1,211,238,420

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額13,768,420円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額1,200,100,000円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用1,500,000円、登録免許税及び司法書士報酬170,000円、株式上場手数料960,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゲームアプリ「Flyff All Stars」(フリフオールスターズ)の日本におけるマーケティング活動資金	298	平成27年5月～ 平成28年4月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

b. 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゲームアプリ「Flyff All Stars」(フリフオールスターズ)の米国におけるマーケティング活動資金	300	平成27年5月～ 平成29年3月
ゲームアプリ「Flyff All Stars」(フリフオールスターズ)の欧州におけるマーケティング活動資金	300	平成27年5月～ 平成29年3月
PCオンラインゲーム「Rappelz」(ラペルズ)を題材とする新規ゲームアプリの開発資金	300	平成27年10月～ 平成30年9月
PCオンラインゲーム「Rappelz」(ラペルズ)を題材とする新規ゲームアプリのマーケティング活動資金	311	平成29年4月～ 平成31年3月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注) 2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(1,211百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

当社グループの主力事業でありますオンラインゲーム事業において、オンラインゲーム市場を取り巻く環境は、ブロードバンド普及やユーザー嗜好の多様性などによって日々変化しております。また、オンラインゲームは、従来のコンソール型や携帯型、パソコンから次世代端末であるスマートフォンやタブレットなどに替わる中で、現在、当社がリーディングカンパニーとなるための重要な移行期と位置づけております。当社が持つオンラインゲームは、特にMMORPG(Massively Multiplayer Online Role Playing Game: 大規模多人数参加型ロールプレイングゲーム。インターネットを利用し、数千人規模のユーザーが同時に参加して遊べるロールプレイングゲームのこと。)における企画力や開発力などの強みをスマートフォンゲームアプリに活かし、競争優位性の確立を早期に目指す必要があります。

これらを鑑み、当社グループは主力事業をオンラインゲーム事業から、スマートフォンアプリ事業に移行すべく、スマートフォンアプリ事業に注力しております。

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化と将来に向けた成長を実現するため、平成26年3月31日に第三者割当増資による資金調達を実施いたしました。具体的な施策は、国内外のスマートフォンアプリの開発とそのビジネスの推進を行ってきました。平成27年3月期(前連結会計年度)では、主にゴルフゲームアプリ「Dungeons & Golf」(ダンジョンズ・アンド・ゴルフ)のバージョンアップを進め、恋愛シミュレーションゲームアプリ「もしカノ もしも彼女が...」、パズルゲームアプリ「Supermagical」(スーパーマジカル)、パズルゲームアプリ「Flyff Puzmon」(フリフパズモン)等のスマートフォンアプリ開発及びサービス開始を実施いたしました。「Dungeons & Golf」は、英語版のサービス開始後、各国の通信環境に対応するためのチューニングやデバッグ等、サービスの完成度を高める開発を進めてきましたが、ユーザーニーズの移り変わりが早く、積極的な販売促進や多言語版開発の計画を変更し、これらアプリのサービス提供による計画通りの収益化には至りませんでした。そうしたなか、当社グループの得意分野であるPCオンラインゲームのMMORPG分野のスマートフォンアプリ開発の進捗が早まり、当社グループが開発したPCオンラインゲーム「Flyff Online」(フリフオンライン)を題材にしたRPG(Role Playing Game)のスマートフォン開発が早期に完成したことにより、平成26年12月に「Flyff All Stars」(フリフオールスターズ)英語版のサービス提供を開始いたしました。当社グループは、今後のスマートフォンアプリ事業の方向性を検討した結果、先に記載のとおり、他のゲームアプリが当初予定したよりもユーザーニーズの移り変わりが早かったこと等から、計画どおり収益化に至っていない実績等を鑑み、よりユーザーの獲得が見込め、得意分野であるPCオンラインゲームのMMORPG分野のアプリの開発及び提供に特化する判断をし、平成26年3月31日の第三者割当増資による資金のうち連結子会社Gala Lab Corp.に充当予定の資金のうち未使用残額の一部(76百万円)を予定どおり充当するとともに、本資金調達により、日本をはじめ、主要地域でのマーケティング活動を充実させることを最優先に、新規MMORPG開発も踏まえ、資金調達の検討を進めてまいりました。

平成27年3月期(前連結会計年度)にサービス提供を開始しました「Flyff All Stars」につきましては、平成26年12月にAndroid英語版を130ヶ国、iOS英語版を149ヶ国でサービス提供を開始して以来、米国、欧州、オーストラリア、東南アジアを中心として、世界主要各国で順調にダウンロード者数を伸ばしております。また、平成27年1月22日付当社プレスリリース「スマートフォンゲームアプリ「Flyff All Stars」(フリフオールスターズ)の世界展開戦略に関するお知らせ」で発表しましたとおり、英語版の提供先を日本を含む全世界に拡大するとともに、英語以外の言語で配信することで、全世界のユーザーに向けてグローバルにサービス提供を展開してまいります。今後、日本語版(連結子会社(株)ガーラジャパンが提供予定)と繁体字中国語版(台湾 Net Publishing Co., Ltd. が提供予定)については平成28年3月期にサービス提供を実施することが決定しており、また韓国語版、ドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版についても準備を進めております。

当社グループでは、競争優位性を確立するため、平成28年3月期より、以下の事業を実行してまいります。

「Flyff All Stars」のグローバル展開の推進

a. 多言語版開発及びコミュニケーション機能追加等のバージョンアップ版の提供

平成26年12月にサービス提供を開始しました「Flyff All Stars」英語版は、その後、平成27年3月にチャットやギルド(複数人でのプレイ)等のコミュニケーション機能を追加し、ゲーム内キャラクターの追加等のバージョンアップを実施してきました。今後もユーザー間のコミュニケーション機能やマップの追加等のバージョンアップを進める予定であります。

さらには、韓国語版、ドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版等のサービス提供の準備を進めてまいります。

なお、これらに要する資金は自己資金を充当する予定であります。

b. 日本におけるマーケティングの実施

当社グループは、「Flyff All Stars」の日本語版の成功が、今後の当社グループの事業活動に大きく影響すると考えております。当社グループのPCオンラインゲームのダウンロード実績や売上高実績を鑑みると、日本はグローバルにみても有望なマーケットであることから、日本での「Flyff All Stars」の認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があり、本新株式で調達する3億円を充当いたします。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションとイベント開催を予定しており、サービス提供開始と同時にプロモーションも開始する予定であります。

c. 米国におけるマーケティングの実施

バージョンアップした「Flyff All Stars」の米国での認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があり、本新株予約権及びその行使により調達する3億円を充当いたします。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションを予定しております。

d. 欧州におけるマーケティングの実施

バージョンアップした「Flyff All Stars」や今後展開予定のドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版の欧州での認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があり、本新株予約権及びその行使により調達する3億円を充当いたします。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションを予定しております。

PCオンラインゲーム「Rappelz」(ラベルズ)を題材とする本格MMORPGアプリの開発

PCオンラインゲーム「Rappelz」は、グラフィックのクオリティの高さや多様なストーリー性などが特徴のヨーロッパスタイルのMMORPGであります。平成18年に韓国語版、日本語版及び英語版のサービス提供を開始し、平成20年にドイツ語版及びフランス語版を開始いたしました。その他にも繁体字中国語版、アラビア語版、ロシア語版等をサービス提供しております。

今回当社グループは、PCオンラインゲーム「Rappelz」のグローバルな成功を鑑み、当社グループの優良コンテンツである「Rappelz」を、スマートフォン向けに本格MMORPGアプリとして開発(韓国連結子会社Gala Lab Corp.で予定)に着手する予定であり、3年間の開発人件費として、本新株予約権及びその行使により調達する3億円を充当いたします。

PCオンラインゲーム「Rappelz」(ラベルズ)を題材とする本格MMORPGアプリの提供におけるマーケティングの実施

上記により開発されたゲームアプリのグローバル展開における各種メディアでのプロモーション等のマーケティング活動を予定しており、本新株予約権及びその行使により調達する3億円を充当いたします。

以上の事業戦略を推進し、収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主様株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達行なうことを決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、Oakキャピタル株式会社との間で平成27年5月11日締結予定の「総数引受契約」の締結日以降(イ)払込期日から6か月間が経過した日又は(ロ)本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、引受先の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行(但し、株式分割を含まない。以下同じ。)又は交付若しくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行若しくは交付の形態を問わない。以下同じ。)又はこれに関する公表を行わない。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、発行会社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する当社の株式(本新株予約権の行使により発行又は交付された発行会社の株式を含む。)を、本新株予約権に係る行使価額の150%相当額にて引受人から買い取る。発行会社の分配可能額が本新株予約権に係る行使価額の150%相当額を下回る場合には、前文による取得の対価は分配可能額とし、引受人は分配可能額と本新株予約権に係る行使価額の150%相当額の差額を違約金として発行会社に請求することができる。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、発行会社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、当社がOakキャピタル株式会社と本契約の締結と同日付で締結する本新株式に係る総数引受契約に基づく当社普通株式の発行及び交付を除く。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成27年5月11日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

2. 先買権について

1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- (1) 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- (2) Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- (3) 当社は、本項第(2)号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- (4) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- (1) スtock・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき
- (2) 開示書類に記載された既発行の第13回乃至第14回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- (3) 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成27年5月11日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第153期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第154期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第154期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月7日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第154期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	100株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 平成27年3月31日時点の内容を記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、O a k キャピタル株式会社は、当社の平成26年3月31日付で実施した第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行による資金調達を引き受けており、当該新株式及び新株予約権の全額を払い込み、また新株予約権を速やかに行使し、当社に対する資金供給を行ってきた実績があります。さらに、同社はゲーム開発会社への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、当社がスマートフォンゲームアプリ事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致し、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うこと

ができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断したことなどから、最終的に平成27年4月23日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

d 割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社：本新株式による当社普通株式 299,800株

本新株予約権の目的である株式の総数は1,091,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成27年3月11日に行った当社との面談において、同社は当社に対して、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で表明しております。平成26年3月31日付の同社を割当先とする第三者割当により発行した新株式については、同社は割当を受けた当社株式のほぼ全てを売却しており、当社株式の売却において、各売却日の当社株式の始値と終値を比較した結果、始値と終値との変動額が平均で1.92円の上昇であり、変動率は1.37%の上昇であったことから、同社の当社株式の売却が市場に大きく影響させることなく実施されたことを確認しております。また、平成26年3月31日付の同社を割当先とする第三者割当により発行した新株予約権の行使による株式については、売却について当社へ報告義務がないことから、売却日を把握しておらず、市場への影響は確認しておりません。

なお、当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は、同社の直近の保有資金から、既に当社が決定しているファイナンスを実施しても、本新株式及び本新株予約権に要する資金が確保されている旨の報告を口頭で受けております。また、割当予定先の平成27年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、当社及びその役員と暴力団等の関係があることを認めることはできませんでした。当社は、同社、同社役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

a. 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年4月22日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値1,100円を参考に1,001円(ディスカウント率9.00%)といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価格のディスカウント率につきましては、現在、当社グループにとってゲームアプリ「Flyff All Stars」の日本でのマーケティングにおいて、サービス開始と同時にプロモーションを実施する予定であり、マーケティング資金を速やかに調達することが急務であるため、当社の既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先に払込に応じていただき、早急かつ確実に資本増強を図ることを優先課題として、割当予定先と十分に協議を行いました。その過程で当社株式の直近6か月の終値が173円から2,996円まで変動するなど上下の変動幅が大きいこと、当社が前期まで4期連続の連結当期純損失を計上していること等、当社の経営状況を勘案するとともに、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値の単純平均値821.30円(小数点第3位以下四捨五入)からは21.88%のプレミアム率となり、直近3か月間の終値の単純平均値935.05円(小数点第3位以下四捨五入)からは7.05%のプレミアム率となり、直近6か月間の終値の単純平均値768.56円(小数点第3位以下四捨五入)からは30.24%のプレミアム率となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、平成27年4月23日の当社取締役会に監査役2名(全員社外監査役)が出席しており、当社の事業環境及び財政状況が良好とは言えない中で確実かつ速やかに資金調達を行う必要性が高いため、発行価格について一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと、上記発行価格1,001円は、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を参考にしていること、当該終値は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格による株価であり、時間的にも本件取締役会決議日の株価に最も近接した時点のものであること及び上記発行価格は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しており、欠席した監査役(社外監査役)からも事前に同意見の表明を確認しております。

b. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役 野口真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価(1,100円)、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ130.77%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.004%)、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の150%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は95個(9,500株)とし、行使して得た株式は一定量(9,500株)ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金1,262円(1株当たり12.62円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成27年4月22日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

の1,100円と同額の1,100円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均821.30円に対する乖離率は33.93%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均935.05円に対する乖離率は17.64%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均768.56円に対する乖離率は43.13%となっております。

また、平成27年4月23日の当社取締役会に監査役2名(全員社外監査役)が出席しており、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しており、欠席した監査役(社外監査役)からも事前に同意見の表明を確認しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は299,800株(議決権の数は、2,998個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数1,091,000株(議決権の数は10,910個)を合算すると1,390,800株(議決権の数は13,908個)となり、平成27年4月23日における当社の発行済株式数14,732,700株(議決権数147,300個)に対して9.44%(議決権の総数に対する割合は9.44%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
菊川 暁	東京都港区	3,669,100	24.91%	3,669,100	22.76%
O a kキャピタル(株)	東京都港区赤坂 8 - 10 - 24	100	0.00%	1,390,900	8.63%
日本証券金融 (株)	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	393,400	2.67%	393,400	2.44%
(株)S B I証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	348,400	2.37%	348,400	2.16%
バンクオブニュー ヨーク メロ ン エスエー エヌブイ (常任代理人 (株)三井住友銀 行)	ワン チャーチル プレイ ス ロンドン E14 5 HP、英国 (東京都千代田区大手町 1 - 2 - 3)	249,700	1.70%	249,700	1.55%
山本 大輔	福井県福井市	182,900	1.24%	182,900	1.13%
ピー・エヌ・ピ ー・パリバ ニ ューヨークブラ ンチ (常任代理人 香 港上海銀行東京 支店)	787 7THアベニュー ニ ューヨーク ニューヨー ク 米国 (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	176,000	1.19%	176,000	1.09%
野村證券(株)	東京都中央区日本橋 1 - 9 1	138,200	0.94%	138,200	0.86%
松井証券(株)	東京都千代田区麹町 1 - 4	97,700	0.66%	97,700	0.61%
マネックス証券 (株)	東京都千代田区麹町 2 - 4 - 1	68,183	0.46%	68,183	0.42%
計		5,323,583	36.14%	6,714,483	41.65%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成27年3月31日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年4月23日現在の総議決権総数(147,300個)に、本新株式による発行株式299,800株及び本新株予約権の目的となる株式の数1,091,000株により増加する議決権数(13,908個)を加えた数によって算出しております。

3. 平成27年4月23日現在の発行済株式総数は14,732,700株であります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後(平成26年6月30日提出)、本有価証券届出書提出日(平成27年4月23日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日 (注)1	1,064,000	14,112,900	101,627	2,503,001	101,627	642,570
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日 (注)2	572,300	14,685,200	56,903	2,559,905	56,903	699,474
平成27年1月1日～ 平成27年3月31日 (注)3	27,300	14,712,500	4,180	2,564,085	4,180	703,654
平成27年4月1日～ 平成27年4月23日 (注)4	20,200	14,732,700	3,044	2,567,130	3,044	706,698

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月23日)までの間に、新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年4月23日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

事業等のリスク

(1)～(6) 略

(7) 第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の割当予定先について

当社はゲームアプリのマーケティング及び開発資金の調達を目的として、平成27年4月23日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、新株式の割当及び第3回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果、交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

(8) 資金調達について

当社はゲームアプリのマーケティング及び開発資金の調達を目的として、平成27年4月23日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第3回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(9) 株式価値の希薄化について

当社はゲームアプリのマーケティング及び開発資金の調達を目的として、平成27年4月23日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は14,732,700株であり、新株式の発行により、299,800株(議決権の個数2,998個)第3回新株予約権がすべて行使された場合、1,091,000株(議決権の個数10,910個)の新株式が発行されることにより、平成27年4月23日の当社の発行済普通株式総数14,732,700株(議決権の数は147,300個)に対して9.44%(議決権の総数に対する割合は9.44%)の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年4月23日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成26年6月30日 関東財務局長に提出

提出理由

平成26年6月28日開催の当社第21回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

菊川暁、ハウ・ヒョン、キム・ヒヨンス、金志芸、パジヨ・ニコラ及び田中最代治を取締役に選任するものであります。

第2号議案 補欠監査役選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案					
菊川 暁	69,244個	835個	0個	98.8%	可決
ハウ・ヒョン	69,238個	841個	0個	98.8%	可決
キム・ヒヨンス	69,227個	852個	0個	98.8%	可決
金 志芸	69,234個	845個	0個	98.8%	可決
パジヨ・ニコラ	69,228個	851個	0個	98.8%	可決
田中 最代治	69,243個	836個	0個	98.8%	可決
第2号議案					
川村 一博	69,833個	246個	0個	99.6%	可決
第3号議案					
海南監査法人	69,762個	317個	0個	99.5%	可決

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案および第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4. 第22期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の業績の概要

第22期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の業績は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
第22期連結会計年度	680	308	279	291

(注) 上記数値は第22期連結会計年度の業績見込であります。第22期連結会計年度の決算発表は、平成27年5月15日を予定しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第21期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成27年3月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月28日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。また、前連結会計年度においても売上高が前連結会計年度に比べ62.5%減の814,280千円となり、営業損失345,971千円及び当期純損失263,277千円を計上している。現在の状況が継続すれば、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月28日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本和芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失296,877千円及び当期純損失1,447,049千円を計上している。また、当事業年度においても営業損失271,514千円及び当期純損失643,611千円を計上している。現在の状況が継続すれば、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失345,971千円及び当期純損失263,277千円を計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失227,575千円及び四半期純損失203,563千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成26年2月12日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。